

【部会名】源泉部会

【タイトル】3月研修会

【日時】平成21年3月18日(水) PM3:00~5:00

【場所】法人会館

【演題】「タックスアンサーから よくある質問」

【講師】田中 統括官(法人課税第2部門)



【概要】7月研修会でパート2を行うが、パート1としての主な内容は以下の通り。

給与と源泉徴収

(1) 源泉徴収義務者とは

会社や個人が、人を雇って給与を支払った場合、その都度支払い金額に応じた所得税を差し引くことになっている。

この所得税を差し引いて、国に納める義務のある者をいう。

個人企業の場合、常時二人以下のお手伝いさん等のような家事使用人だけに給与を支払っている人は源泉徴収する必要はない。

(2) 源泉所得税の納付期限と納期の特例

給与を支払った月の翌月10日までに国に納める。

給与の支給人員が常時9人以下の場合は、半年分をまとめて納めることができる。

(3) 税額表の種類と使い方

「日額表」の「丙欄」・・・パートやアルバイトに対して日給や時間給で支払う給与で、あらかじめ雇用契約の期間が2ヶ月以内と決められている場合。

(4) 2ヶ所以上から給与をもらっている人の源泉徴収

主たる給与を支払う場合の源泉徴収税額は、税額表の「甲覧」で求める。

従たる給与を支払う場合の源泉徴収税額は、税額表の「乙覧」で求める。

(5) 賞与に対する源泉徴収

「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用する。

前月に給与を支払っていない場合

イ. (賞与から社会保険料等を差し引いた金額) × 6分の1

ロ. イの金額を「月額表」に当てはめて税額を求める

ハ. ロ × 6

(6) 給与が一部未払いの場合

原則として支払われるまでは源泉徴収は行われない。

但し、役員に対する賞与は、支払いが確定した日から1年を経過した日までにその支払いがされない場合には、その1年を経過した日において支払いがあったものとみなされる。

(6) 給与の改定差額に対する税額の計算

定められた支給日（ベースアップを取り決めた労働協約等において支給日が定められている場合）又は効力（労働協約等の）が生じた日の属する月に支給する、通常の給与と差額分の給与を合計した金額について「給与所得の源泉徴収税額表」を用いて税額をもとめる。

の方法を行うと、源泉徴収税額が多額になる事があるので、差額分を臨時的な給与として「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を用いて計算してもよい。

特殊な給与

(1) 電車・バス通勤者の通勤手当



非課税となる限度額は、1ヶ月10万円までの金額。

非課税となる限度額は、パート・アルバイトなど短期間雇い入れる人についても、月を単位にして計算する。

(2) マイカー・自転車通勤者の通勤手当

片道の通勤距離が15キロメートル以上の人で、運賃相当額が非課税限度額を超える場合はその金額が限度額となるが上限は10万円。

(2) 職務に必要な技術などを習得する費用を支出したとき

一定の条件を満たせば給与として課税されない。

夜間高校生に学資金を支給する場合は、非課税。

(3) 創業記念品や永年勤続記念品の支給をしたとき

創業記念品・・・処分見込み額が1万円以下、5年以上の間隔で支給等の条件で非課税。

永年勤続記念品・・・勤続年数10年以上が対象、同じ人を2回以上表彰する場合は、5年以上の間隔があいていること等の条件で非課税。

金品での支給は、いずれの場合も課税。

勤続年数が同じなら、従業員も役員も同じ扱いにしないと全額課税。

(3) 食事を支給したとき

次の二つの要件をともに満たしていれば、非課税

イ・役員や従業員が食事の価格の半分以上を負担していること

ロ．会社負担分が、1ヶ月当り3,500円以上であること。

(4) 使用人に住宅や寮を貸したとき

次の三つを合計した金額(1ヶ月当り)を家賃として受け取っていれば、非課税。

イ・(その年度の建物の固定資産税の課税標準額)×0.2%

ロ・12円×(その建物の総床面積・・・平方メートル/3.3平方メートル)

ハ・(その年度の建物の固定資産税の課税標準額)×0.22%

使用人から受け取っている家賃が、基準となる金額の50%以上であれば、受け取っている家賃と基準となる金額との差額は、給与として課税されない。

(4) 役員に社宅などを貸したとき

一定の家賃を受け取っていれば非課税。

その基準は、小規模住宅のケースでは従業員の場合と同じだが、豪華社宅の場合では別段の基準がある。

(5) 従業員リクリエーション旅行や研修旅行

次のいずれの要件も満たすなら、給与として課税しない。

イ． 国内なら旅行期間が4泊5日、海外なら滞在期間が4泊5日

ロ． 参加人数が、全体の半分以上

金銭との選択可能な旅行は、行った人も行かなかった人も課税。



(6) 金銭を低い利息で貸し付けたとき

その利率が年4.7%以上であれば、給与として課税されない。(原則)

会社における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、この利率によって役員又は使用人に対して金銭を貸し付ける場合も同様。

(4.7%以下のケース)

(7) 使用人に住宅を取得する資金を貸し付けたとき

1%以上の利率で貸し付けていれば、給与として課税されない。

(7) 使用人等の発明に対して褒賞金などを支給したとき

褒賞金、表彰金、賞金等については、色々な所得になるのでケースに別に対応する。

例えば、発明等に係る特許を受ける権利や特許権の承継に対して支給する場合

イ． 権利の承継に際し一時的に支給されるものは譲渡所得

ロ． 権利を承継した後において支給されるものは雑所得